

鹿屋市立南小学校いじめ防止基本方針（改訂，R6.4.1）

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- (ア) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (イ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (ウ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動の時間等を利用し、年3回（各学期に1回）「いじめ問題を考える週間」を実施する。
- (エ) 全校一斉に道徳の授業参観を実施し、保護者とともがいじめ問題について考える。

② いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年5回実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。
- (イ) いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- (ウ) 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- (ア) いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- (イ) スクールカウンセラーやマイフレンド相談員、市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (ア) 児童及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対応ができるように必要な啓発活動として外部講師を招聘し、携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織的な対応

- (ア) いじめの防止等を実効的に行うため、毎週水曜日の学年部会において、生徒指導上の問題把握と共通指導確認を行う。

<構成員>

- 全職員

<活動>

- アンケート調査並びに教育相談に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること
- いじめ事案に対する対応に関すること

<開催>

- 火曜日を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

- (イ) 家庭や地域との連携を図るため、いじめ対策モニターを設置し、情報交換や意見交換を行う。

- 学級モニター（学級役員、隣接学級担任、養護教諭）

※ 学級PTAでの情報交換

- 学校モニター（PTA3役、PTA文化部長）

※ 運営委員会，理事会での情報交換

○ 校区モニター（民生委員，町内会長，高齢者クラブ会長，子ども会育成会長）

※ 学校運営協議会での情報交換

② いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携し対処する。

③ いじめの解消

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○ いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月以上を目安とする）

○ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが「解消している」状態とは，あくまで一つの段階に過ぎず，「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，学校の教職員は，当該いじめの被害児童及び加害児童について，日常的に注意深く観察を行う。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，以下の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。

② 市教育委員会と協議の上，当該事案に対処するために専門的知識及び第三者を加えた組織を設置する。

③ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情

報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠匿せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ② いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること